

# 特定医療法人社団 潤恵会

## ひのき居宅介護支援センター 運営規程

### (事業の目的)

第1条 特定医療法人潤恵会が開設する ひのき 居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場で実質的に独立したサービスを調整する。
  - 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 積極的に支援困難ケースでも適切に処理できる体制を常に整備し、運営に役立てる。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特定医療法人社団 潤恵会 ひのき 居宅介護支援センター
- 二 所在地 東京都足立区新田2丁目16番13号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 2名以上  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日(祝祭日は除く)
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。  
但し、12月31日から1月3日は除く。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- 一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

- 二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
  - 三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
  - 四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。但し、1回当りの訪問に対して上限を片道500円とする。
  - 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、下記のとおりとする。

○足立区：新田1～3丁目、宮城1～2丁目、小台1～2丁目

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(感染症発生及びまん延等に関する事項)

第11条 事業所は、感染症の発生及びまん延等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- 1) 感染症発生及びまん延等の防止に関する定期的な委員会の開催
- 2) 職員に対する感染症発生及びまん延等の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 3) その他、感染症発生及びまん延等の防止のために必要な措置

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待の防止に関する責任者の選任及び定期的な委員会の開催
- 2) 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備
- 3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 4) その他、虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第 13 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
  - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（ハラスメントの防止）

- 第 14 条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（その他運営についての留意事項）

- 第 15 条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後 2 カ月以内
  - 二 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たりの担当件数は 40 件未満とする。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定医療法人潤恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則2

この規程は、平成17年 2月 1日から施行する。

附 則3

この規程は、平成20年12月29日から施行する。

附 則4

この規定は、平成21年11月 1日から施行する。

附 則5

この規定は、平成21年11月21日から施行する。

附 則6

この規定は、平成22年10月 6日から施行する。

附 則7

この規定は、平成23年 1月 1日から施行する。

附 則8

この規定は、平成23年11月15日から施行する。

附 則8

この規定は、平成23年12月 1日から施行する。

附 則9

この規定は、平成24年 4月 5日から施行する。

附 則10

この規定は、平成25年 5月 1日から施行する。

附 則11

この規定は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則12

この規定は、平成26年 4月11日から施行する。

附 則13

この規定は、平成26年 9月16日から施行する。

附 則 1 4

この規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 1 5

この規定は、令和 0 6 年 4 月 1 日から施行する。